

* 北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道警察本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 65

告

示

目 次

ページ

告 示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	(広報広聴課)	53
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課)	53
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	54
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出.....	(農業施設管理課)	54
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	54
○特定調達契約に係る入札の公告.....	(漁業管理課)	55
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定.....	(治山課)	56
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	56
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	56
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	57
○森林法による通知に代える公示(3件).....	(治山課)	58
○道路の供用の開始.....	(道路課)	58

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告.....	58
○特定調達契約に係る落札者等の公示(6件).....	60
○特定調達契約に係る入札の公告.....	62

道人事委員会規則

○北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則.....	63
○北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則.....	63
○特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則.....	64

道人事委員会訓令

○北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令.....	64
○北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	64

道人事委員会告示

○準特地部局の指定の一部改正.....	65
---------------------	----

北海道告示第366号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成25年5月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量
平成25年度上半期電波媒体道政広報実施業務(道政広報レギュラー番組・テレビ)
各25回
- 随意契約の相手方を決定した日
平成25年4月1日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社電通北海道
(2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11-1
- 随意契約に係る契約金額
(1) 番組を制作する業務 330,000円
(2) 再放送番組を制作する業務 55,000円
(3) 番組を北海道放送(HBC)に放送する業務 182,330円
(4) 番組を北海道文化放送(UHB)に放送する業務 182,330円
- 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第10条第1項第1号の規定による。
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道総合政策部知事室広報広聴課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第367号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、沙流土地改良区から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成25年5月31日

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成25. 4. 1	理 事	川 上 満	沙流郡平取町字荷葉18番地16
同	同	同	竹 中 一	同 日高町字平賀183番地 6
同	同	同	野 口 一 志	平取町字紫雲古津87番地 7
同	同	同	楠 木 保 則	平取町字去場 9 番地 2
同	同	同	大 坪 一 寿	平取町字荷葉11番地 7
同	同	同	佐々木 幸 徳	平取町字小平60番地 1
同	同	同	奥 村 俊 也	平取町字幌毛志10番地 3
同	同	同	森 良 一	平取町字岩知志169番地 1
同	同	同	遠 藤 徹	平取町字貫気別42番地 5
同	同	同	宮 入 司	平取町字貫気別248番地25
同	同	同	阿 部 憲 三	平取町字旭119番地12
同	同	同	田 島 義 則	日高町字平賀602番地 3
同	同	監 事	中 川 嘉 久	平取町字去場104番地 1
同	同	同	戸 城 健 一	平取町字岩知志 8 番地 7
退 任	同 25. 3.31	理 事	川 上 満	平取町字荷葉18番地16
同	同	同	岩 寺 耕 造	日高町字平賀300番地 2
同	同	同	鍋 澤 保	平取町字紫雲古津126番地12
同	同	同	楠 木 保 則	平取町字去場 9 番地 2
同	同	同	赤 石 良 一	平取町字荷葉11番地 5
同	同	同	佐々木 幸 徳	平取町字小平60番地 1
同	同	同	前 川 勝 吉	平取町振内町253番地 1
同	同	同	川 上 敦	平取町字岩知志32番地 3
同	同	同	遠 藤 徹	平取町字貫気別42番地 5
同	同	同	宮 入 司	平取町字貫気別248番地25
同	同	同	阿 部 憲 三	平取町字旭119番地12
同	同	同	田 島 義 則	日高町字平賀602番地 3
同	同	監 事	中 川 嘉 久	平取町字去場104番地 1
同	同	同	森 良 一	平取町字岩知志169番地 1

北海道告示第368号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第 2 項の規定により、平成25年 5 月22日、北海土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年 5 月31日

北海道告示第369号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、夕張川水系土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成25年 5 月31日

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏 名	住 所
就 任	平成25. 5.16	理 事	菊 地 博	夕張郡長沼町西 1 線南 2 番地
同	同	同	西 村 明 博	同 由仁町岩内1803番地の 1
同	同	同	桂 一 照	同 栗山町字富士310番地 3
同	同	同	眞 野 弘	美唄市字上美唄8240番地
同	同	同	植 松 義 則	江別市東野幌720番地の34
同	同	同	百 瀬 勝	夕張市滝ノ上40番地
同	同	監 事	西 口 貞 義	夕張郡由仁町中三川796番地の 2
同	同	同	木 内 達 也	同 栗山町字大井分11番地 1
同	同	同	漆 原 衛	同 長沼町西 1 線南 8 番地
同	同	同	白 倉 敏 美	空知郡南幌町南14線西11番地
退 任	同 25. 5.15	理 事	西 村 明 博	夕張郡由仁町岩内1803番地の 1
同	同	同	桂 一 照	同 栗山町字富士310番地 3
同	同	同	菊 地 博	同 長沼町西 1 線南 2 番地
同	同	同	眞 野 弘	美唄市字上美唄8240番地
同	同	同	植 松 義 則	江別市東野幌720番地の34
同	同	同	百 瀬 勝	夕張市滝ノ上40番地
同	同	監 事	西 口 貞 義	夕張郡由仁町中三川796番地の 2
同	同	同	木 内 達 也	同 栗山町字大井分11番地 1
同	同	同	漆 原 衛	同 長沼町西 1 線南 8 番地
同	同	同	白 倉 敏 美	空知郡南幌町南14線西11番地

北海道告示第370号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の 3 第 1 項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、平成25年 6 月 4 日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年 5 月31日

地区名事業の種類縦覧場所 下梨野舞納中山間地域総合農地防災（農業用排水施設、暗渠排水） リヤムナイ第2ため池等整備〔用排水施設整備〕 ヤマウス草地整備〔公共牧場中核型〕（農業用道路、区画整理） 北海道後志総合振興局 同 北海道宗谷総合振興局	ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道水産林務部水産局漁業管理課 5 入札執行の場所及び日時
北海道告示第371号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年5月31日 北海道知事 高橋 はるみ 1 入札に付する事項 (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 漁業取締船ほくと上架修理工事 一式 (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。 (3) 履行期間 平成25年7月19日から同年8月27日まで (4) 履行場所 造船所 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する船舶の建造又は修理の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 造船所内に総トン数150トン型船舶（鋼船）を入渠できる乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特殊上架台及び斜路）を有していること。 (5) 認定を受けたアルミ修繕技術者を有すること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申請の時期 平成25年5月31日から同年6月24日まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前8時45分から午後5時30分まで イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。	(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎地下1階2号会議室（送付による場合は、郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部水産局漁業管理課） (2) 入札日時 平成25年7月11日 午後1時30分（送付による場合は、必着） (3) 開札場所 (1)に同じ。 (4) 開札日時 (2)に同じ。 6 入札保証金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交付場所 4に同じ。 (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量65グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。 9 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。 10 その他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名称 北海道水産林務部水産局漁業管理課 (2) 所在地 郵便番号 060－8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話番号 011－204－5486 11 Summary

- A Nature and quantity of the services to be procured :
Fishery inspection vessel HOKUTO Repair Service 1 set
- B Bid tendering date and time : 1 : 30 P.M., July 11 , 2013
- C Contact : Fishing Management Division, Bureau of Fisheries, Department of Fisheries and Forestry, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi 6-chome, Chuo-Ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5486

北海道告示第372号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年 5 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 積丹郡積丹町大字西河町 6 の 2 地先（国有林。次の図に示す部分に限る。）、沙流郡日高町字平賀657の 1（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の流出の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 三笠市幌内住吉町258の 2 ・ 259の 1 ・ 259の 2 ・ 261の 1 ・ 263の 8 ・ 263の 11（以上 6 筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指 定 の 目 的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指 定 施 業 要 件
- ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに三笠市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第373号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年 5 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡新ひだか町静内清水丘92の 5 ・ 92の 14（以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解 除 の 理 由 指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道日高振興局産業振興部林務課及び新ひだか町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第374号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成25年 5 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 斜里郡斜里町（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び斜里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第375号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年 5 月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 古宇郡泊村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡泊村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 3(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡泊村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 4(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡神恵内村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 干害の防備 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。	イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 5(1) 指定施業要件変更予定保安林 古宇郡神恵内村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐は、択伐による。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係村役場に備え置いて縦覧に供する。） 北海道告示第376号 農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。 平成25年5月31日 北海道知事 高 橋 はるみ 1(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養 (3) 変更後の指定施業要件 ア 立木の伐採の方法 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 2(1) 指定施業要件変更予定保安林 岩見沢市・赤平市・樺戸郡月形町・虻田郡真狩村・天塩郡天塩町（以上2市2町1村について次の図に示す部分に限る。）の所在場所 (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備 (3) 変更後の指定施業要件
---	--

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

赤平市（次の図に示す部分に限る。）

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩見沢市・赤平市・月形町・真狩村・天塩町（以上2市2町1村について次の図に示す部分に限る。）

(ウ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(エ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(オ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件変更予定保安林 虻田郡真狩村（次の図に示す部分に限る。）の所在場所

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課並びに関係市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第377号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を岩内町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第325号のとおりである。

平成25年5月31日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

岩内郡岩内町字敷島内211、250所在の森林について所有権を有する 笹 英夫

岩内郡岩内町字敷島内383所在の森林について所有権を有する 新井田 彰吉

北海道告示第378号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を様似町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第326号のとおりである。

平成25年5月31日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

様似郡様似町字新富379所在の森林について所有権を有する 上村 梅松

様似郡様似町字新富396、400所在の森林について所有権を有する 藤井 勇司

様似郡様似町字新富397、398、399所在の森林について所有権を有する 北間 順子

北海道告示第379号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を江差町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第363号のとおりである。

平成25年5月31日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

檜山郡江差町字柳崎町465所在の森林について所有権を有する 水島 松

北海道告示第380号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道上川総合振興局旭川建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年5月31日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日

道道 富良野上川線 上川郡美瑛町字忠別2862番6地先から 平成25. 6.14
同郡美瑛町字俵真布8176番1地先まで

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第41号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月31日

北海道教育庁空知教育局長 寺 脇 文 康

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量

ア 入札番号1 パーソナルコンピュータ等の賃貸借 252台分 一式

イ 入札番号2 パーソナルコンピュータ等の賃貸借 141台分 一式

ア及びイについては、それぞれの入札による。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成25年9月2日から平成31年8月31日まで。ただし、予算の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年5月31日（金）から同年6月28日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 北海道空知総合振興局1階会議室
(送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室)

(2) 入札日時 平成25年7月12日（金）午後2時（送付による場合は、同月11日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/nyuusatonokokuji.htm>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 068-8550 北海道岩見沢市8条西5丁目
電話番号 0126-20-0142

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

a Lease of personal computer 252 sets

1 落札に係る特定役務の名称（各１回当たりの単価）及び調達予定数量 北海道真駒内養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 新札幌コース410回、平岡コース410回、豊平コース410回、中央区コース410回、早送りコース114回及び中央区早送りコース114回 2 落札を決定した日 平成25年３月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社余市自動車工業 (2) 住 所 余市郡余市町大川町16丁目５番地 4 落札金額 新札幌コース18,450円、平岡コース18,450円、豊平コース18,450円、中央区コース18,450円、早送りコース18,450円及び中央区早送りコース18,450円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年２月15日付け北海道教育庁石狩教育局告示第14号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道真駒内養護学校 (2) 所在地 札幌市南区真駒内東町２丁目２番１号 北海道教育庁石狩教育局告示第69号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成25年５月31日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 随意契約に係る特定役務の名称及び調達予定数量 北海道星置養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 北回り１号コース520回（大型バス412回・小型バス108回）、北回り２号コース481回（大型バス412回・小型バス69回）、東回りコース481回（小型バス481回）、東・北２号火曜便39回（小型バス39回）、南回りコース520回（大型バス412回・小型バス108回）及び石狩紅葉山校舎線コース547回（小型バス（添乗員無し）536回・小型バス（添乗員付き）11回） 2 随意契約の相手方を決定した日 平成25年３月27日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社余市自動車工業	(2) 住 所 余市郡余市町大川町16丁目５番地 4 随意契約に係る契約金額 大型バス13,500円、小型バス（添乗員付き）8,700円及び小型バス（添乗員無し）7,300円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約による理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の２第１項第８号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道星置養護学校 (2) 所在地 札幌市手稲区星置３条８丁目２番１号 北海道教育庁石狩教育局告示第70号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年５月31日 北海道教育庁石狩教育局長 成 田 直 彦 1 落札に係る特定役務の名称（各１日当たりの単価）及び調達予定数量 北海道拓北養護学校通学用スクールバス借上運行単価契約 (1) 東回り路線 205日 (2) 中央回り路線 205日 (3) 西回り路線 205日 (4) 早送り東回り路線 43日 (5) 早送り西回り路線 43日 (6) 早送手下校便 71日 2 落札を決定した日 平成25年３月27日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 株式会社余市自動車工業 (2) 住 所 余市郡余市町大川町16丁目５番地 4 落札金額 (1) 28,560円 (2) 28,560円 (3) 28,560円 (4) 14,280円 (5) 14,280円
--	---

- (6) 14,280円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年2月15日付け北海道教育庁石狩教育局告示第20号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道拓北養護学校
- (2) 所在地 札幌市北区南あいの里3丁目1番10号

北海道教育庁渡島教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年5月31日

北海道教育庁渡島教育局長 成 田 祥 介

- 1 落札に係る物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
- (1) パーソナルコンピュータの賃貸借 84台 一式（職業科仕様42台、商業科仕様42台）
- (2) パーソナルコンピュータの賃貸借 42台 一式（普通科仕様42台）
- 2 落札を決定した日
平成25年5月9日
- 3 落札者の氏名及び住所
- (1) 氏 名 みちのくリース株式会社
- (2) 住 所 青森県青森市橋本1丁目4番10号
- 4 落札金額
598,500円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年3月29日付け北海道教育庁渡島教育局告示第27号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道教育庁渡島教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号

北海道教育庁上川教育局告示第36号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年5月31日

北海道教育庁上川教育局長 梶 浦 仁

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
学習用システムパーソナルコンピュータの賃貸借 457台 一式
（普通科・職業科：401台、文書処理用：42台、知的障害特別支援学校用：14台）
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契 約 期 間 平成25年9月2日から平成31年8月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当すること。
- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申 請 の 時 期 平成25年5月31日（金）から同年7月5日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079-8612 北海道旭川市永山6条19丁目1-1
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 旭川市永山6条19丁目1-1 北海道上川合同庁舎3階302号会議室（送付による場合は、郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1-1 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成25年7月12日（金）午前10時（送付による場合は、同月11日（木）午後4時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 一連の調達契約に関する事項 この契約による調達後において調達が予定されている物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期 (1) 名 称 及 び 数 量 パーソナルコンピュータの購入 151台 一式 (2) 予 定 時 期 平成25年11月頃 8 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 また、北海道教育庁上川教育局のホームページ（http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kkk/nyusatuιyouchou.htm）においてダウンロードすることができる。 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。 10 落札者と契約の締結を行わない場合 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。 11 そ の 他 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁上川教育局道立学校運営支援室	(2) 所 在 地 郵便番号 079-8612 旭川市永山6条19丁目1-1 電話番号 0166-46-5862 12 Summary A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal Computer 457 sets B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., July 12, 2013 (If mailed, bids must arrive no later than 4 : 00 P.M., July 11, 2013) C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Kamikawa District Bureau of Educaton, Hokkaido Office of Education, Nagayama 6-jo 19-chome 1-1, Asahikawa, Hokkaido 079-8612 Japan Phone : 0166-46-5862
道 人 事 委 員 会 規 則	
北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年5月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則2-49 北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則 北海道人事委員会の所掌事務に係る公文書等の管理に関する規則（北海道人事委員会規則2-29）の一部を次のように改正する。 第7条を同条第2項とし、同条第1項として次の1項を加える。 事務局の職員は、当該事務局における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該事務局の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、公文書を作成しなければならない。 附 則 この規則は、平成25年6月1日から施行する。 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 平成25年5月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則2-50 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則の一部を改正する	

規則 北海道人事委員会の権限に属する事務の議決及び委任に関する規則（北海道人事委員会規則2－45）の一部を次のように改正する。 別表第1第15号中「審査」の次に「（別表第2個別事項第13号に掲げる贈与等の審査を除く。）」を加える。 別表第2個別事項中第56号を第57号とし、第13号から第55号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。 13 倫理条例第17条第4号の規定に基づき、贈与等報告書の審査（次に掲げる贈与の審査に限る。）を行うこと。 （1）利害関係者でない者から受ける供用接待のうち、多数の者が出席する立食パーティー等であって、過去に通常一般の社交の程度と審査されたものと同種のもの （2）利害関係者でない者からの依頼による移動に係る旅費の授受 （3）利害関係者でない者からの花束等の記念品の贈与 附 則 この規則は、公布の日から施行する。 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。 平成25年5月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会規則7－1272 特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 特勤勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則7－357）の一部を次のように改正する。 別表イの表旭川の項中 「 下川町一の橋 名寄警察署一の橋駐在所 」を削る。 附 則 この規則は、公布の日から施行する。	北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務局文書管理規程（平成10年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 第10条の前に次の1条を加える。 （文書の作成） 第9条の2 事務局の職員は、重要な意思の決定に関する事項その他の事項について、主務課長等の指示に従い、適切に文書を作成しなければならない。 附 則 この訓令は、平成25年6月1日から施行する。 北海道人事委員会訓令第4号 庁 中 一 般 北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成25年5月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 北海道人事委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令 北海道人事委員会事務決裁規程（平成20年北海道人事委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。 別表第3任用課長専決事項中 「 （委任等規則別表第2の個別事項第18号関係） 」 を 「 （委任等規則別表第2の個別事項第19号関係） 」 に、 「 （委任等規則別表第2の個別事項第24号関係） 」 を 「 （委任等規則別表第2の個別事項第25号関係） 」 に、 「 （委任等規則別表第2の個別事項第28号関係） 」 を
道 人 事 委 員 会 訓 令	
北海道人事委員会訓令第3号 庁 中 一 般 北海道人事委員会事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。 平成25年5月31日	

「 (委任等規則別表第2の個別事項第29号関係) 」 に改め、同表給与課長専決事項中 「 (委任等規則別表第2の個別事項第54号関係) 」 を 「 (委任等規則別表第2の個別事項第55号関係) 」 に改める。 附 則 この訓令は、平成25年5月31日から施行する。	4 落札金額 91.5円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年4月16日付け北海道警察本部告示第161号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目
道 人 事 委 員 会 告 示	
北海道人事委員会告示第6号 平成19年北海道人事委員会告示第2号（準特地部局の指定）の一部を次のように改正する。 平成25年5月31日 北海道人事委員会委員長 中 澤 義 則 別表イの表北見の項中 「 網走市字北浜 網走警察署北浜駐在所 」を削る。	
道 警 察 本 部 告 示	
北海道警察本部告示第212号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年5月31日 北海道警察本部長 園 田 一 裕 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 航空タービン燃料油 J I S 1 号 256,000リットル 2 落札を決定した日 平成25年4月30日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 郵船商事株式会社 (2) 住 所 東京都港区浜松町2-4-1	